

# 国公立大学を通じた共同利用・共同研究の推進

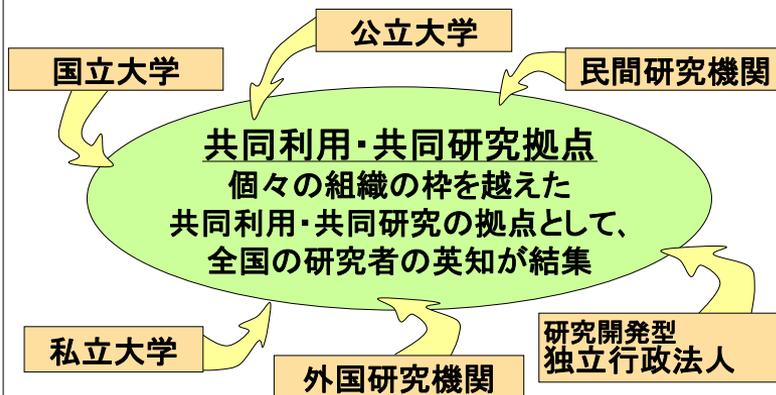
## ①共同利用・共同研究とは

- ・大型の研究設備や大量の資料・データを全国の国公立大学の研究者の共同利用に供し、または共同研究を行うことで、大学の枠を越えて全国の研究者の知を結集し、当該分野の学術研究を効果的・効率的に推進するシステム

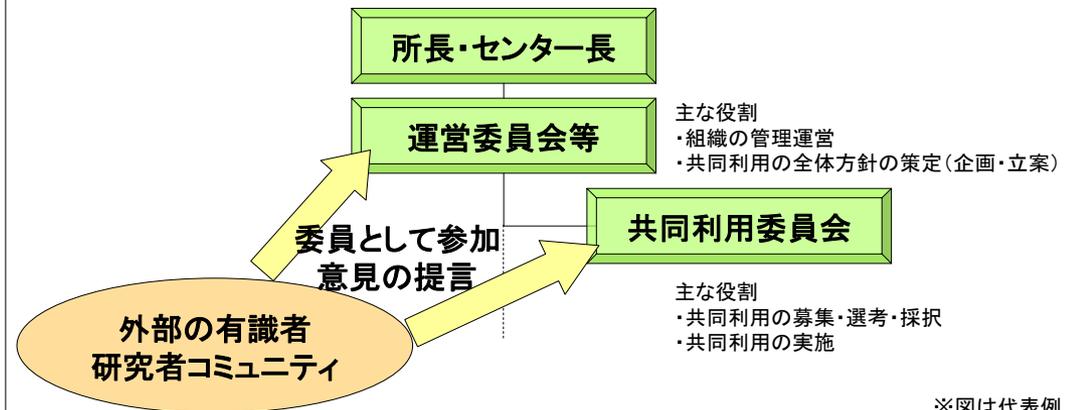
## ②共同利用・共同研究拠点のあり方

- ・開かれた運営体制を整備し、運営に外部研究者の意見を反映。国公立大学等の研究者に広く公募を行い、公正に採択
- ・当該研究分野における我が国の中核として国全体の学術研究の発展に寄与

### 共同利用・共同研究システム



### 開かれた運営体制



## ③共同利用・共同研究の今後の方向性

- ・現在国立大学の附置研究所等及び大学共同利用機関のみに位置づけている共同利用・共同研究拠点を、**私立大学等にも拡大**
- ・従来の一分野一拠点から、分野の特性に応じて**複数拠点も可能に**。**ネットワーク型の拠点形成**も推進
- ・共同利用・共同研究拠点の**制度的位置づけと支援のあり方を明確化**(学校教育法施行規則等に規定の整備)

## ④共同利用・共同研究拠点等の整備

- ・研究者コミュニティの要請を踏まえ、拠点設置大学からの申請に基づき、科学技術・学術審議会学術分科会が妥当性を審議
- ・共同利用・共同研究に係る経費は、国が重点的に支援